

經濟論叢

第七十九卷 第四號

標本調査法の基本問題……………	馬 場 吉 行	1
『資本論』における『農民的分割地所有』範疇の 適用について……………	福 富 正 実	20
府県税・戸数割について……………	北 沢 康 男	36
木頭の森林組合……………	山 崎 武 雄 永 尾 誠 之	55

昭和三十二年四月

京都大學經濟學會

『資本論』における『農民的分割地所有』範疇

——封建論争の方法論的検討(1)——

福 富 正 実

一 講座派理論の欠陥

論争史をかえりみるとつぎのとおりである。いわゆる封建論争における重要な論争点の一つは、『資本論』第三卷の「分益経営と農民的分割地所有」、すなわち「本源的地代形態から資本制的地代への過渡形態」(『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版③ 一一三〇ページ)をどのように理解するかということであった。そして、問題の焦点は、明治以降の農民的土地所有へ分割地所有範疇を適用することができるかどうかという点にしばられた。では、問題は、どのように解決されたのであろうか。「いわゆる労働派はわが国小作料を分割地所有にもとづく「前資本主義的」地代として規定するのにたいして、他方ではいわゆる講座派は地主的土地所有を封建的『半封建的土地所有として、分割地所有範疇の適用を原則的に否認するにいたつたのである」(『榮原百寿「農業問題入門」二八八ページ)。

しかし、そのような点に焦点がしばられたとはいえ、問題の核心は、分割地所有を適用することができるかどうかということ自体にあったのではなく、むしろその背後にひそんでいた。すなわち、基本的な問題は、明治以降の

農民的土地所有の社会的本質を封建的と規定するか、それとも近代的と規定するかということであつて、農業革命の具体的内容をめぐるこの論争は、いわゆる絶対主義論争とかたくむすびついていたのである。実に、この点に、この論争のかぎりない意義があつたといえるであらう。だが、他方では、つぎのことをあらためて反省してみることとも、現在ではそれなりに新しい意義があるのではなからうか。すなわち、絶対主義にたいする評價の問題もそうであるが、実に農業理論にかんして、講座派も労農派も、共通の致命的な方法論的欠陥をいまだに克服できずにいるのである。この欠陥は、栗原百寿氏がその劃期的な論文「わが国小作料の地代論的研究」のなかで正しく指摘されたように、「同氏『農業問題の基礎理論』一〇—一二ページ参照」、なによりもまずつぎの点にあらわれている。すなわち、この両派はいずれも、農民的分割地所有を一義的に、その社会的本質（—支配と隷属の關係の本質）が完全に近代的（ブルジョア的）な所有形態だと方法論的に前提し、その前提のうゑに立つて議論をすすめたのである。

たとえば、小池基之氏は、講座派の立場をつぎのようにのべておられる。「したがって、地代形態についていふならば、半封建地代と資本制地代への過渡的形態とは、歴史段階的な相違であり、封建制地代と資本制地代との中間形態としての、または「封建地代でもない資本家的地代でもないといふ意味において」の、「過渡的地代範疇」なるものは存在しないのである」「「過渡的地代範疇について」『経済評論』（昭和二十二年二月号）一一ページ。」いうまでもなく、「封建的地代でもない資本家的地代でもないといふ意味において」の過渡的地代範疇、つまり「封建的所有でもないブルジョア的所有でもない」といふ意味において」の過渡的土地所有形態は、どこにも存在しない。こういうった議論のすすめ方は、周知のように、「半封建地代は、いかに、農村経済がほとんど商品流通と貨幣経済との網に織りこまれたにしても、その直接的な取捨關係の実体が性質規定するのであるから、なお封建地代の範疇に

属し、それ以外の第三範疇の「前資本主義地代」なるものを形成するものでない」〔平野義太郎『農業問題と土地変革』六九ページ〕という規定と、対応するものであった。だから、講座派が小作料を『半封建的地代』だと規定するばあい、それは、当面する農業問題の課題は（一七八九年のフランスとおなじように）「封建的土地所有からブルジョア的小土地所有への転化に還元される」〔マルクス「道徳的批判と批判的道徳」邦訳『漢集』第二巻 六四ページ〕ということ、強調しようとしたのである。このかぎりでは、講座派は、問題の核心を正しく把握していた。しかしながら、他方では、講座派は、そのばあい過渡的地代形態を半封建地代と「歴史段階的」に対比し、『農民的分割地所有』範疇の適用をただちに農民的土地所有の近代的（ブルジョア的）性格の承認だと解釈することによって、「封建的看板によって隠蔽されて」〔『資本論』第一巻 邦訳 青木文庫版（4） 一〇九六ページ〕いる自管農民の自由な土地所有への『農民的分割地所有』範疇の適用を、原則的に否定してしまった。このかぎりでは、講座派は、問題を解決するにあたって、重大なあやまりをおかしたのである。

いったい、マルクスが過渡的形態、たとえば農民的分割地所有をとりあつかうばあい、彼は、一義的にそれを、近代的な性格の農民的土地所有、つまり農民の農業革命の勝利の結果としての農民的所有として考えていたのだろうか。資本主義の『発生史』の視角からみれば、マルクスは、たんにフランス大革命後の分割地農民だけを念頭においていたのではなく、主として西ヨーロッパで一五—一六世紀以来『自分の保有地にたいする自由な処分権』を手にいれた「相続またはその他の伝統による土地の占有者」〔『資本論』第三巻 邦訳 青木文庫版（3） 一一三三ページ〕をも（むしろ典型的なものとして）念頭においていたと考えることができる。周知のように、イギリスでは、生産物地代が貨幣地代へ転化するにもなつて、「従来の占有者は金を払って自分の地代支払義務を免れて、自分の耕

作地の完全所有権をもつ独立農民に転化するにいたる」(同上 一二五ページ)。ところで、この買戻しによって地代支払義務から免れた「独立の農民的所有者」(同上 一二三〇ページ)は、「彼の土地……の自由な所有者」、そして、「この形態では何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない」(同上 一二三三ページ 傍点は引用者)という点で、分割地農民の一つの典型として、いわゆるイギリス・ヨーマンリの具体的な歴史的存在形態をしめしていると考えられる。しかし、ここで強調しなければならないのは、つぎのことである。すなわち、マルクスは、彼らを「独立の農民的所有者」と規定するばあい、彼らを、「相統またはその他の伝統による占有者」と本質的に区別される、つまり厳密な意味で封建的隷属から解放された「ブルジョア的所有者」だと考えているのではない、ということである。マルクスは、『資本論』第一卷第二十四章において「原始的蓄積の過程」を具体的・歴史的にとりあつた箇所、つぎのようにのべている。「ステュアート王朝復興のもとは、土地所有者たちが横奪行為を法律によって遂行した……。彼等は封建的土地制度を廃止した。すなわち、土地の負う国家への給付義務をふりすて、農民層その他の人民大衆にたいする課税によって国家の損害を『賠償』し、彼等が封建的名義を有したにとどまる領地の近代的私有権を要求し、最後にかの居住法を制定するに至った……」(『資本論』第一卷 邦訳 青木文庫版(4) 一一〇五ページ)。いわゆる『二つの道』と関連して、レーニンも、つぎのように強調している。「イギリスでは、この改造(土地所有の中世的形態の改造——引用者)は革命的に、暴力的に行われた。しかし暴力は(封建領主としてではなくランドロードとしての——引用者)地主のためになるようにもちいられた。暴力は農民にむけてふるわれ、農民は重税のために疲弊し、村からおいはらわれ、移住したり、死にたえたり、他国へ流亡したりした」(一九〇五—一九〇七年のロシア革命における社会民主党の農業綱領)邦訳『全集』第一三卷 一七三

ページ)。「イギリスでは、この土地の滑掃は、農民的土地所有の暴力的破壊を伴って、革命的な形でおこなわれた」
「十九世紀末のロシアにおける農業問題」邦訳『全集』第一五卷 一二五ページ」。

(1) 小林昇氏の『フリードリッヒ・リスト研究』(「一〇ページ」および藤田五郎氏の『近世農政史論』(「四三ページ」)における
講座派理論への批判は、論争史上注目すべき主張である。わたしは、小林氏の主張にたいする栗原百寿氏の批判(『農業問題
の基礎理論』一八三—一八六ページ 参照)とはちがつて、イギリス・ヨーロッパの土地所有を、封建的生産様式の自己運動
(基本的矛盾の展開)の所産である分割地所有の典型と考える。いわゆる大塚・高橋史学に代表されるわが国の西洋史学の成
果が論争史においてはたしたもつとも積極的な役割の一つは、そのすぐれた実証的研究によって、過渡的地代形態を講座派的
な『地代範疇論』からすくい出したことである(生産的中産階)。とくに、高橋幸八郎氏の『近代社会成立史論』および『市民
革命の構造』は、実証的にもまた方法論的にもきわめて重要である。

(2) 「地主のため」というこの規定は、「ランドロードとしての地主のため」と理解しなければならないし、また、「地主のため」というこの規定からは、イギリスの「囲い込み」を『プロシア型の道』の変種と理解しなければならないという結論はで
てこない。なぜならば、おなじ地主であつても、メンケルとランドロードとはその性格がまったくちがうからである。メン
ケルは、「封建的な収入源」(メンゲルス『ドイツ農民戦争』邦訳 国民文庫版 九二ページ)をもつ封建貴族「グーッヘル
が直接的に転化したもので、中世的封建的土地所有を維持しながら、すなわち、直接生産者を分与地という現物給付のかた
ちで部分的に土地にしばりつけながら(『プロシア型の道』における原始的蓄積の特殊性)土地からの直接生産者の不完全な分
離)、自分の経営をしだいに資本主義化していく。ランドロードは、イギリスの新貴族のように、「ブルジョア的収入源すな
わち地代をもつ単純なブルジョア的地主」(同上)であつて、土地からの直接生産者の完全な分離、したがつて中世的封建
的土地所有の革命的な廃止によって、自分の途を切りひらいていく。おなじ地主という用語も、その内容が、ランドロードの
ように封建的土地所有の革命的な廃止(封建的な地主的土地所有のブルジョア的所有への転化)によって自分の途を切りひら
く『ブルジョア的地主』であるか、あるいは、メンケルやフランスおよび日本のいわゆる寄生地主のように封建的土地所有を
維持しながら資本主義に適應する『半封建的地主』であるかは、きわめて重要である。このような観点からすれば、イギリス

の「圃い込み」は、『アメリカ型の道』の一変種であり、マルクスやレーニンが強調しているように、それは、もつとも徹底した「土地清掃」という点で、ブルジョアの生産に理想的に照応した土地所有の古典的な型をつくりだしたのである。

「イギリスでは農奴制が十四世紀の終頃にはすでに事実上消滅していた。人口の大多数は、当時には、また十五世紀にはさらに一そう、自由で自営の農民——彼等の所有がいかなる封建的看板によって隠蔽されていようとも——から成立っていた」『資本論』第一巻 邦訳 青木文庫版(4) 一〇九六ページ。このように、一五——一六世紀のイギリスでは、封建的土地所有が解体して、土地にたいして「農民が領主自身と同じ封建的權利名義をもっていた」〔同上 一〇九八ページ〕とまでもマルクスが規定したような、農民的分割地所有が広汎に成立してくる。しかし、これは、封建的所有がブルジョアの所有へ転化したことを意味しなかった。チヤードル絶対主義、とくにヘンリー八世は、一方では『宗教改革』によって、ブルジョアジーとブルジョア化して事実上はランドロードとなりつつあった貴族層(新貴族)との要求をある程度受けいれて、ブルジョアの変革への第一歩を踏みだしたのであるが、他方では経済外的強制(農民の身分上の不完全な權利)をつよめることによって、「封建的な収入源」に依存する封建領主(旧貴族)の経済的權力を維持するために、一三世紀後半以来の土地政策を大きく転換させたのである。すなわち、ヘンリー八世第二十七年および第三十二年の法令は、国土の最高主権者としての国王の名において、土地の事実上の利用と法律上のタイトルとの「再結合」を命令し、土地の自由な処分権を國家の法律で制限したのである。「その結果(土地政策の転換の結果——引用者)、封建的な『位階』はいちじるしくちぎまった。最高主権者、つまり王は、よりいっそう広汎な保有者大衆の直接の領主となったことによって、彼らに近づいたかのようであった。この結果、土地占有にたいする封建的な統制は、それまでにないほど広範囲にゆきわたり、また、それまでに

ないほどきびしくなった。こういった事情は、一七世紀の四〇年代に革命的危機が成熟することを促進した基本的な要因の一つだと考えなければならぬのであるが、これまで、イギリス絶対主義の研究家たちは、この要因を、あきらかに不十分にしか強調しなかったのである。土地所有は、その社会経済的な本質の点ではますますブルジョア的となりつつあったにもかかわらず、封建法の執拗な規範によつて規制されただけでなく、なおそのうえ、さらにますますきびしい封建的な統制と国庫的な収奪とをこうむりはじめた」(「ア・エム・バルク「イギリス革命と農民的土地所有の運命——いわゆる『軍役保有の廃止』について——」論文集『中世』(ソ同盟科学院刊)第五集 三九ページ)。このことは、一六——一七世紀前半においても土地所有権は依然として封建領主のものであった、ということをしめしている(「ロスマンズキー」一一——五世紀のイギリスにおける封建地代形態の進化」山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』二六六——二六七ページおよび二七二ページ 参照)。封建的所有が完全な意味でのブルジョア的所有に転化したのは、王政復古議会が、「ノルマンの征服」以来の圧制のみなもと(イギリス封建制度の基礎)であった『軍役保有』(knight services)を最終的に廃止し、土地にたいするブルジョアジーと新貴族の近代的な私有権だけを確認した一六六〇年以降である。

「一六四六年と一六五六年におこなわれた封建制度の一面的な廃止は、のちに、ステュアート朝の王政復古期に、『法規』において確認された。すでにおこなわれていた僭取は、一六六〇年のチャールズ二世の条令によつて、その僭取から生じたイギリスの農民層にたいするすべての結果といつしよに確認されたのである。

農民は、自分の土地にたいするブルジョア的所有権を獲得せず、革命後百年間つづいた土地をめぐるはげしい階級斗争のなかで封建的に隷属した謄本保有者の状態にとどまっていた。一七世紀のブルジョア革命の特性はこの点

にある。農民は、この革命の結果、自分の土地にたいするブルジョアの所有を獲得せずに、地主——土地所有の独占者——に資本主義的地代をしはらっている大借地農業者によって駆逐される」〔ヴェ・エム・ラヴロフスキー〕「一七世紀のイギリス・ブルジョア革命の二、三の論争問題」前掲書 二九六ページ〕。

このように、マルクスが『資本論』第三巻で念頭においていたヨーマンリの土地所有は、『資本論』第一巻第二十四章における具体的、歴史的な規定からあきらかなように、法律ではなく慣習によってみとめられていたにすぎない、すなわち、封建的隷属からまだ完全に解放されていない農民的土地所有であったのである。ところで、フランス大革命後の分割地農民の土地所有は、アンシャン・レジームのもとの分割地所有（封建的看板によって隠蔽されている自営農民の自由な土地所有）が厳密な意味で封建的隷属から解放されて、ブルジョアの所有となったものである。このようなフランスの分割地所有（*propriété paysanne*）とはちがって、ヨーマンリの土地所有は、ブルジョアの農民的所有に転化することなく（イギリス革命のブルジョア・地主的な性格）、一五世紀の最後の三分の一期以降にはじまり、ブルジョア革命後にさらに徹底的におこなわれた『農民層の収奪』の過程で、消滅していったのである。かくして、イギリスの（したがって西ヨーロッパにおける）原始的蓄積の過程で収奪の対象となった「自分の労働にもとづく私的所有」（『資本論』第一巻 邦訳 青木文庫版④ 一一五七ページ）は、「労働者が自分自身の使用する労働条件の……自由な私有者」（同上）である（この点で農奴的隷属が頑強に残存し、農民がまだ土地を私有しなかったエルベ以东の原始的蓄積（マルクス「ザスリッテ」への手紙の草稿）邦訳『選集』第二三卷 一八四ページ 参照）のばあいとちがう）が、依然として封建的隷属からは解放されていない分割地所有であって、農民の農業革命の勝利の結果、ブルジョア的な農民的所有に転化した分割地所有ではなかったのである。

二 論理的範疇としての農民的分割地所有

前節であきらかにしたように、イギリス農民層（法律的範疇ではなく社会経済的範疇としてのヨーマンリ）の土地所有は、農奴的隷属（土地売買の原則的禁止・人身的隷属）から解放されて、自分の分与地にたいする自由な処分権を手に入れた自営農民の『自由な土地所有』であるが、その社会的本質（『支配と隷属の關係の本質』の点では）けっして近代的なものではなく、依然として「封建的看板によって隠蔽されて」いる中世的『封建的な土地所有』であつた。このように、イギリス・ヨーマンリの土地所有は、資本制地代への過渡的形態として小ブルジョア的な性格の経済的内容（論理的規定）をもちながらも、その土地所有の社会的本質（歴史的『範疇的な規定』）は、完全なブルジョアの所有となりえていない農民的土地所有として、依然として中世的『封建的な性格をもっていた。だから、われわれは、ブルジョア革命の勝利の結果、近代的な農民的土地所有に転化していくフランス農民の分割地所有と、（ブルジョア・地主的な）ブルジョア革命によって急速な發展の道が切りひらかれた資本主義の波のなかに、中世的『封建的な性格の農民的土地所有のままで消滅していくヨーマンリの分割地所有との様態的な差異を考慮するならば、『資本論』第三卷第四十七章第五節でマルクスが問題としているのは、過渡的諸形態、このばあいでは農民的分割地所有のすべての型に共通した、その独自の経済的内容（純粹に経済的な形態としての分割地所有）だけであつて、（近代的なブルジョアの所有か封建的所有かという）支配と隷属の關係の規定は完全に捨象されて分析がすすめられている、ということがわかるであらう。この意味において、われわれは、分割地所有を一義的に近代的なブルジョアの所有として歴史的『範疇的に規定し、その前提のうえにたつて論理的規定が適用できるかどうか

か、問題としたこれまでの農業理論が、『地代論』におけるマルクスの方法とはあきらかにちがった「分析視角」のうえに立っていたことを、あらためて反省してみなければならぬのである。

(3) もちろん、わたしは、社会のおおの発展段階にあらわれる農民的分割地所有の具体的な形態には、それぞれ独自の支配と隷属の関係がある、と考える。ここでわたしがおうとしているのは、あくまでも、マルクスが『資本論』第三卷で過渡的諸形態一般にたいしてとった「分析視角」についてである。資本制的地代の発生史を分析している『資本論』第三卷第四十七章第五節では、マルクスは、過渡的諸形態、たとえば農民的分割地所有の論理的規定だけを問題としているのであって、「……封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つ……」。たとえばイギリスのヨーマンリー、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民」(『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(3) 一三六ページ)という有名な指摘も、『小経営』・『小農経営』・『小規模の農民経営』と区別する歴史的・範疇的な規定(「近代的地土地所有生成の分析視点について」『経済評論』(昭和二十四年二月号)三七ページ 参照)ではなく、あるいは、それは、「農民の自由な(分割地的)小所有の発展のずつとの中の段階」、すなわち「ブルジョア革命の直前、あるいはそののちの時期のいくつかの国々に(とりわけ、一七世紀のイギリスと一八世紀末のフランスとが問題になる)」「(ヴェ・ユ・ム・ラヴロフスキ)「一七世紀のイギリス・ブルジョア革命の二、三の論争問題」前掲書 二八二―二八三ページ)における分割地所有についてのべたのでもなく、さらにまた、「買戻しによって自由になり、(主として貨幣で)封建地代を支払い、そして相続または伝統による占有者として、自分の土地にたいするひろい占有権をもっている、中世後期と近代初期の農民」(「エス・デ・スカスキ」「封建的所有と経済外的強制にかんするマルクス・レーニン主義の古典」同上 三二ページ)だけが問題となっているのでもない。それは、たとえば、アンシャン・レジームのもとの封建的に隷属した分割地農民だけではなく、ブルジョア革命後のブルジョア的な分割地農民をも問題としている、一般的な論理的規定の一つなのである。したがって、分割地所有(小土地所有)は、それを歴史的・範疇的に規定すれば、「封建的であると同時にブルジョア的でもありうる」(「封建的構成体の基本的経済法則にかんする討論の総括」同上 二〇〇ページ)。いうまでもなく、論理的分析和歴史的分析、論理的範疇と歴史的範疇との正しい理解は、論理学としての『資本論』を理解する鍵である(「レーニン『哲学ノート』」邦訳 岩波文庫版第二冊 一一―一五ページ 参照)。「封建的でもまたブ

ルジョア的でもありうる「過渡的諸形態の支配と隷属の關係の特質は、過渡的諸形態、たとえば農民的分割地所有が、一般に小生産にもっとも照応した形態として、封建的生産様式の自己運動（生産の個人的性格と所有の封建的形態とのあいだの矛盾の深化・その現象的運動形態としての地代の推転）の所産であるというその経済的内容に、規定されているのである。

かくして、マルクスは、第一には、一般に農民的分割地所有を、「剰余価値の分化形態」としての地代を支払わない「自由な土地所有」として規定しているのであるが、そのばあいはこの規定は、彼がこの土地所有を「小経営のための……土地所有の最も正常な形態」『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(3) 一一三六ページ、つまり小規模な個人の生産にもっとも照応した形態として規定し、そのかぎりでの形態を、「社会的生産過程の一定の発展段階に照応する一定の地代形態」『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(4) 八九二―八九三ページ 参照」という点で、資本制的地代形態（大規模な社会的生産に照応する私的所有の経済的実現形態＝剰余価値の分化形態）から区別していることをいおうとしている論理的規定であって、ブルジョア的か封建的かを性格づける歴史的範疇的な規定ではないし、第二には、彼がこの土地所有を「封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つ」『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(3) 一一三六ページ」として規定するばあい、この規定は、なによりもまず、従来の占有者が買戻しによって（自分の保有地にたいする自由な処分権＝自分の耕作地の完全所有権をもつ）「独立の農民的所有者に転化」〔同上 一一三〇ページ〕するという「地代展開系列」〔同上〕の点で、つまり封建地代形態の進化の所産（前提としての封建的所有・所産としての分割地所有）という点で、この形態を封建地代形態（小規模な個人の生産によって条件づけられている封建的所有の経済的実現形態＝剰余価値の唯一の支配的で正常な形態）から区別しようとする論理的規定であって、封建制度（およびその基礎としての封建的土地所有）が廃止されたかどうかを性格づける歴史的

『範疇的な規定ではないのである。

(4) 「自分の耕作地の完全所有権」〔同上 一一五二ページ〕という規定は、すでに第一節であきらかにしたように、具体的・歴史的には、封建的隷属から完全に解放された近代的なブルジョア的土地私有権を意味しているのではなく、自分の保有地にたいする自由な処分権を意味しているだけである。

いわゆる講座派は、『資本論』第三卷第四十七章第五節における『農民の分割地所有』範疇の規定が、純粹に経済的な形態としての分割地所有についてのべた論理的规定であつて、政治的・法律的上部構造との関連をしめした歴史的『範疇的な規定ではない、ということを理解できなかった。そのため、彼らは、農民の分割地所有を一義的に近代的なブルジョアの所有として單純に規定し、しかも、一般に土地所有の社会的本質を規定することだけに重点をおくことによつて、つまり搾取の基礎ではなく搾取形態の解明だけを強調することによつて、過渡的諸形態（農奴制的経営から資本主義的経営への橋わたしをなしている小ブルジョアの経営）〔『スターリン全集』第一卷 邦訳 二五三ページ 参照〕が農業そのものの發展においてしめる独自の経済的意義の解明を放棄し、かくして、『フランス型の分割土地所有とさえないえない過小土地所有』〔平野義太郎『日本資本主義社会の機構』二八二ページ〕、あるいは

「独立自由な自営農民の成立の余地なく、従つて、小農の範疇は成立の余地なく……」〔山田盛太郎『日本資本主義分析』二二五ページ〕というような、頑強な『地代範疇論』から一步も抜けることができなかったのである。「農地改革」にたいする評価をめぐつて講座派の見解が分裂し、彼ら的大半が混乱におちいつてしまった根本的な原因は、まさにマルクスの『地代論』にたいする理解のこのような混乱にあつたのであつて、いまなお強固な封建派である『共同体理論』派、たとえば星桎悖氏が主張しておられるように〔同氏『日本農業構造の分析』一九一三五ページ 参照〕

共同体的諸關係の過小評價にあつたのではない。

三 勞農派理論の性格

講座派の見解にたいして、勞農派は、いったいどのように主張したのであらうか。たとえば、鈴木鴻一郎氏は、まえに引用した小池氏の所説を批判した論文のなかで、つぎのようにいわれる。『過渡的形態』とはもともと資本制地代よりも、『封建制地代範疇』との対比においてこれを言うことの方がより重要であつた……』（『日本農業と農業理論』一九八ページ 傍点は引用者）。いうまでもなく、このばあいの「『封建制地代範疇』との対比において」というのは、小池氏の理解とおなじように、「歴史段階的な対比において」という意味であつて、それは、勞農派の立場にたつたつぎのような規定と対応するものであつた。「むろんマルクスもいふように近代的土地所有が完成された形をとるのは、資本制的土地所有としてであらう。しかし封建的土地所有はもともと土地と農民とをしばりつけ、かかるとして農民を人格的に支配することをその本質とするのであるから、土地と農民とが切りはなされた形になつてゐるばあいには、すでに封建的土地所有は解体しその本質を失つてゐるといふなければならない。土地が土地自体として商品化され、農民と切りはなして売買されるということは、したがつてこの解体をしめすものにほかならないのである。そして封建的土地所有が本質を失つた以上、われわれはそれを近代的土地所有とよぶのが適當であらう。それはなおかかるとして完成されてはいないが、すでに本質においては近代的土地所有なのである」（『樺西・加藤・大島・大内の四氏共著『日本資本主義の成立』八九—九〇ページ）。農民的分割地所有は、「……封建制度の解体から生じたものであり、けつして本質において封建的土地所有ではない……」（同上 八九ページ）。

したがって、労農派の見解によれば、農民的分割地所有は、「なおかかるものとして完成されてはいないが、すでに本質においては近代の土地所有なのである」。

しかしながら、こういった理解はあきらかにあやまっている。近代の土地所有（資本制的土地所有）は、大規模な社会的生産に照応した土地所有形態であるが、他方では、農民的分割地所有は、小規模な個人的生産（小経営的生産様式）にもっとも照応した土地所有形態である。この二つの土地所有形態の特質を規定するその独自の経済的内容の根本的なちがいを無視し、農民的分割地所有を「本質的に近代の土地所有」として規定することによって、労農派も、講座派が陥ったとおなじ『地代範疇論』から抜け出すことができなかったのである。マルクスは、いわゆる『地代論』の冒頭でつぎのようにのべながら、近代の土地所有と、封建的土地所有および農民的分割地所有などの根本的なちがいをあきらかにしている。「……この生産様式（資本制的生産様式——引用者）は、一方では、直接的生産者を土地の単なる附屬物（隷農、農奴、奴隷、などの形態での）たる位置から解放することを前提とし、他方では、人民大衆の土地の収奪を前提とする。そのかぎりでは、土地所有の独占は、資本制的生産様式の——また、何らかの形態での大衆の搾取に基づくすべての従来の生産様式の——歴史的前提であり、またその恒常的基礎である。だが、当初の資本制的生産様式が見いだす土地所有の形態は、資本制的生産様式には照応しない。資本制的生産様式に照応する土地所有形態は、やっと、資本の支配下への農業の従属により、資本制的生産様式そのものによって創造される。かようにして、封建制の土地所有、氏族所有、またはマルクス共同体をともなう小さな農民所有（小農民の八分割地的土地所有——引用者）もまた、それらの法律、的諸形態がいかに相違しようとも（すなわち、それらの支配と隷属の関係がブルジョア的であろうと、封建的あるいはその他であろうとも——引用者）、資本制的

生産様式に照応する経済的形態に転化される。……資本制の生産様式は土地所有を、一方では、支配——および隷属諸關係からすつかり解き放し、他方では、労働条件としての土地を土地所有および土地所有者から全く分離する……。かくして土地所有は、その従来のすべての政治的および社会的な枠づけや混合物を脱却することにより、要するにそのすべての伝統的な附加物……を脱却することによって、その純経済的な形態を受けとる」（『資本論』第三卷邦訳 青木文庫版(2) 八六七—八六八ページ 傍点は引用者）。

マルクスによれば、近代的地土地所有は、「地球の私的所有、しかも近代的で資本制の生産様式（大規模な社会的生産——引用者）に照応する」（『資本論』第三卷 邦訳 青木文庫版(2) 一一四九ページ）土地所有形態であつて、「資本と同様に、賃労働、および土地所有も、歴史的に規定された社会的形態——前者は労働の、後者は独占された地球の——であり、しかも両者ともに、資本に照応し、同じ経済的社会構造に属する形態である」（同上 一一五〇ページ 傍点は引用者）。このように、「歴史的に規定された社会的形態」、すなわち「生産の一定の形態に直接に依存した所有形態」（「スターリン『無政府主義か社会主義か？』邦訳 国民文庫版『弁証法的唯物論と史的唯物論』五八ページ 参照）としての近代的地土地所有は、なによりもまず、大規模な社会的生産に照応する形態という点で、他のすべての土地所有形態、すなわち、ここでは小規模な個人的生産（小経営の生産様式）にもとづくすべての土地所有形態（奴隸制的土地所有・封建的土地所有・小農民的土地所有）から、區別されている。ところで、労働派は、いろいろの土地所有のこのような経済的形態のちがいを無視し、しかも、小規模な個人的生産にもっとも照応する農民的分割地所有を、大規模な社会的生産に照応する近代的地土地所有と本質的に（つまり、社会的本質の点で）同一視しなければならぬ、ということだけを強調したのである。

(5) 奴隸制的土地所有、封建的土地所有、小農民的土地所有は、小規模な個人的生産（小規模で、かぎられた、個人的使用にだけ適した労働用具を中心とした小規模な生産方法・生産の個人的・私的・性的）のそれぞれの発展段階に照応した土地所有形態である。

かくして、労働派も、土地所有の経済的内容ではなく、社会的本質の差異の解明を第一義的に重視する『地代範疇論』的な理解という点では、講座派とまったくおなじであって、論争になんらの積極面もあたえなかった。むしろ、労働派の独自性は、一義的に近代に解釈された、『農民的分割地所有』『範疇の適用を肯定することによって、明治以降の農民的土地所有を歴史的・範疇的に近代的なブルジョア的土地所有だとみなし、講座派の積極面（農民の農業革命一般の立場）を拒否した点にあったのである。